

3つのむらづくり ビジョン

災害に強い村づくり

建設課

無料耐震診断 申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(2階建てまで)の耐震診断

無 料

耐震改修費補助金 申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する

上限180万円

対象となる建築物 飛島村または(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅

対象となる改修工事 上記の建築物において総合判定および判定値を0.3以上上乘せし、かつ、1.0以上とする耐震改修工事

簡易耐震改修費(リフォーム)補助金 申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する

耐震改修工事費の1/2または30万円のいずれか低い方の金額

対象となる建築物 飛島村または(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅耐震補強として有効であることを確認した小規模改修工事

対象となる改修工事

- ①長い時間を過ごす部屋を補強
- ②屋根を軽い材料に改修
- ③壁を補強
- ④柱、梁の結合部を金物補強 など

耐震シェルター等設置費補助金 申請

内容 耐震シェルターまたは防災ベッドの設置費を補助する

購入金額の3/4または30万円のいずれか低い方の金額

対 象 下記のいずれにも該当するもの

- ①村が行う木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満「倒壊する可能性が高い」と診断され、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②村の耐震改修工事の補助金を受けていないこと
- ③村内の対象住宅にお住まいの方

段階的耐震改修費補助金 申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する

上限60万円

対象となる建築物 飛島村または(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において、判定値が0.4未満と診断された旧基準木造住宅

対象となる改修工事 上記の建築物において総合判定および判定値を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事

ブロック塀等撤去費補助金 申請

内容 地震発生時に倒壊の恐れのある道路に面したブロック塀等の撤去工事の費用の一部を補助する

上限10万円

対象となるブロック塀等

- 道路等に面する高さが1メートル以上のブロック塀等
- 道路等と敷地の地盤面の高さが異なる場合は、道路等に面する高さが1メートル以上かつ敷地地盤面からの高さが0.6メートル以上のブロック塀等
- 接道部からブロック塀等までの距離が、ブロック塀等の高さの1.5倍以内のブロック塀等

対象外となる工事

- ブロック塀等の撤去後、再度ブロック塀等(敷地の地盤面から0.4メートル以下の高さのものを除く。)を設置する工事
- 同一の敷地において、道路等に面しているブロック塀等を全て撤去しない工事
- 道路改良等公共事業の補償の対象となるブロック塀等の撤去を行う工事
- 家屋の建替え(大規模な改築を含む。)に伴い、ブロック塀等の撤去を行う工事
- 販売を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の撤去をする工事

福祉課

家具転倒防止器具取付事業 申請

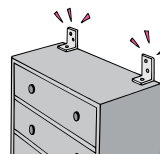
内容 震災時の安全を確保するため、家具転倒防止器具を取り付ける

家具転倒防止器具10個以内
1世帯につき1回、設置費は無料

資格要件

- 満18歳未満および満65歳以上の方のみで構成されている世帯
- 満18歳未満および満65歳以上の方を除き身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている方のみにより構成されている世帯

いずれも村内に住所を有する方



活気と魅力のある村づくり

福祉課

緊急通報システム装置設置事業 申請

緊急通報用機器を設置し、急病、事故等の救助を必要とする緊急事態に対応する

**住民税非課税者は基本料金の助成あり
設置費は所得に関係なく無料**

資格要件

- ・65歳以上の1人暮らしの方
- ・1人暮らしの身体障がい者で1～3級までの方
- ・寝たきり高齢者等がいる65歳以上のみの世帯の方
いずれも村内に住所を有する方

徘徊高齢者等の位置情報提供事業 申請

利用対象者に所在確認用端末を貸与し、携帯する者の位置を検査し家族に知らせるもの

**機器給付および貸与に係る費用の9割補助
ただし、利用料は全て個人負担**

資格要件 村内に住所を有するおおむね65歳以上の徘徊高齢者および療育手帳を有する知的障がい者を介護している方

在宅寝たきり高齢者等見舞金支給事業 審査

在宅寝たきり高齢者等に見舞金を支給する

2万5,000円(年2回支給)

資格要件

- ・65歳以上の方で介護保険法において、要介護4、5に該当する状態であると認定され、在宅において生活介護を受けている方
- ・介護認定を受けていない65歳以上の方で常時臥床の状態の方

いずれも村内に住所を有する方で、病院等3ヶ月以上入院している方、施設入所者は除く

高齢者等タクシー料金助成 申請

利用券を交付し運賃料金の一部と迎車回送料金を助成する

年間36枚

資格要件

- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
- ・65歳以上の1人暮らしの方
- ・65歳以上のみの世帯の方

いずれも村内に住所を有する65歳以上の方で施設入所者は除く

寝具洗濯、乾燥、消毒サービス事業 申請

寝具(掛布団、敷布団、毛布各一式)の洗濯、乾燥および消毒を年2回実施する

無 料

資格要件

- ・65歳以上で1人暮らしの方
- ・寝たきり状態のおおむね65歳以上の方

いずれも村内に住所を有する方

敬老金支給事業 審査

感謝の意を表するとともに、その長寿を祝うもので村敬老会開催日に交付する

**満80歳以上84歳以下の方 5,000円
満85歳以上の方 1万円**

資格要件 村内に住所を有する方で該当年中に満80歳以上の方

長寿奉祝金支給事業 審査

年齢区分に応じて、お祝い状および奉祝金を支給する

**満 90歳 20万円
満 95歳 50万円
満 100歳 100万円**

資格要件 村内に在住20年以上の方で満90、95、100歳に到達した方に支給
ただし、施設入所により、飛鳥村に住所を変更したと認められる方は除く



心身障がい者福祉タクシー料金助成 申請

利用券を交付し運賃料金の一部と迎車回送料金を助成する

年間36枚

資格要件

- ・身体障害者手帳所持者で1～3級までに該当する方
- ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

いずれも村内に住所を有する方で施設入所者は除く

経済課

行政ポイント事業 参加・届出

飛鳥村が主催する行事に参加したり、届出をしたりすることにより、ポイント引換券を発行する。引換券は加盟店で飛鳥村商工会 飛鳥発展会ポイントと交換可能。このポイントは、使った金額に応じてたまるお得な制度で加盟店でお買い物をする100円【税抜】毎に1ポイント付与。480ポイントで満点カードとなり、500円分のお買い物が可能。

対象となる行事への参加・届出につき100ポイント
※ポイントカードは加盟店でもらえます。
加盟店に関する問合せ先 飛鳥村商工会 ☎52-1002

対象者

男女共同参画セミナー参加者	障がい者と家族のつどい参加者
街頭監視参加者	敬老サロンボランティア
3人目誕生届出者	ハートフルケアセミナー参加者
	防災訓練参加者

※今後、対象となる事業が中止となる可能性があります。

保健環境課

犬猫の避妊等手術費補助事業 申請

内容	飼い犬、飼い猫の避妊・去勢手術に対して補助金を交付する 避妊手術 犬：3,000円 猫：2,500円 去勢手術 犬：2,500円 猫：2,000円
----	---

資格要件

- ・飼い犬にあっては、保健環境課に登録申請書が出されていること
- ・令和2年4月1日以降に手術を受けること
- ・自らが飼養する犬・猫であること

※届け出がなされていない飼い犬は、申請と同時に登録申請を行っていただきます。(手数料3,000円)

骨髄移植ドナー支援事業 申請

内容	骨髄・末梢血幹細胞移植ドナーに対して、提供のための次に該当する通院等に要した日数について助成金を交付する ●健康診断に係る通院 ●自己血貯血に係る通院 ●骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院 ●その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、財団が必要と認める通院及び入院 1日につき2万円 (1回の提供につき上限14万円)
----	---

資格要件 骨髄・末梢血幹細胞の提供時に村内に住所を有する方で、公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

一般不妊治療費助成事業 申請

内容	一般不妊治療を行う者に対し、費用の一部助成を行う 一般不妊治療に要した医療費本人負担額の年度内5万円までは全額、5万円を超える分は1/2相当程度 助成期間 通算2年
----	--

資格要件 村内に住所を有する夫婦で、不妊症と診断され一般不妊治療をうけた方

シーラント予防処置費補助事業 申請

内容	第一大臼歯のむし歯予防 本人負担額1歯最低500円 6歳以上はその差額または1,920円のいずれか低い方の金額 6歳未満はその差額または2,730円のいずれか低い方の金額
----	--

資格要件 年中から小学4年生の間で、かかりつけ歯科医が第一大臼歯にシーラントを必要と認めた児を養育する保護者の方で、シーラント予防処置を実施した方ただし、1歯につき1回
いずれも村内に住所を有する方

住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業 申請

内容	住宅用地球温暖化対策設備設置者に対し、設置費の一部を助成する ●単独補助 ①太陽光発電 100,000円/kw(上限4kw) ②HEMS 40,000円/基 ③蓄電池 160,000円/基 ④燃料電池 150,000円/基 ●一体的導入 650,000円 (一体的導入…①太陽光発電+②HEMS+③蓄電池+50,000円)
----	--

資格要件 村内に住所を有する方、または自己の居住を主たる目的として、村内に住宅を新築または増改築する方で、1世帯につき1回限り
※着工前の申請が必要となります。

任意予防接種費用助成事業 申請

内容	任意予防接種を行う者に対し、費用を助成する おたふくかぜ：全額(1歳～未就学児) ロタウイルス：全額 (ロタリックス 生後6週～24週0日) (ロタテック 生後6週～32週0日) インフルエンザ：1,000円(65歳未満)
----	--

資格要件 村内に住所を有する方
※法改正等により変更となる場合があります。

企画課

地域活動事業費補助金 申請

内容	主体的な活動を行う村内の団体に対し、その活動事業費を補助する ●コミュニティ活動の推進、文化の向上、伝承およびスポーツの振興、環境美化等の生活環境整備、社会的弱者の支援活動等 事業に要する経費の1/2または3/4以内 ただし、野外会食における飲食の材料(弁当類を除く)およびこれに伴う物品等の経費については別途定める
----	---

対象者 村内の区長または飛島村地域活動団体交流推進要綱に基づき登録され、本補助金の目的に沿って過去1年以上の活動実績があると認められた団体の団体長
※事業の内容が村外に及ぶもの、補助対象団体等が実施する事業で、他の制度による補助事業は対象外

友好自治体宿泊施設利用助成 申請

内容	飛島村と友好自治体提携を結ぶ豊根村・南種子町の対象宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成する。 ●キャンプ場 棟単位で設定されるもの 1棟1泊3,000円 室単位で設定されるもの 1室1泊3,000円 区画単位で設定されるもの 1区画1泊1,000円 ●ホテル・旅館等の宿泊施設 大人(中学生以上) 1人1泊3,000円 小人(小学生) 1人1泊1,500円
----	--

対象者

- ・村内に住所を有する方
- ・村内に在勤の方とその家族

建設課

合併処理浄化槽維持管理費補助事業 申請

合併処理浄化槽を設置している方に対し、維持管理の経費の一部を補助する

法定検査および保守点検の計 上限1万8,000円
清掃 1人槽あたり1,200円

資格要件 50人槽以下の合併処理浄化槽で、その保守点検および法定検査、清掃に費用を要した方

安全運転支援装置設置費補助事業 申請

アクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、安全運転支援装置の設置費を補助する

障害物検知機能付き
購入金額の9/10の額または72,000円のいずれか低い額

障害物検知機能なし
購入金額の9/10の額または36,000円のいずれか低い額

資格要件

- ・村内に住所を有する65歳以上の方
- ・所有または使用する自動車に後付けの安全運転支援装置(ペダルの踏み間違い等による急発進を抑制する装置で国土交通省が認定したもの)を設置した方

合併処理浄化槽設置整備事業 申請

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため村が交付する合併処理浄化槽設置整備事業

各合併処理浄化槽の対象人槽ごとに金額を決定

資格要件 合併処理浄化槽を設置しようとする方(集落排水処理施設を利用する方を除く)

総務課

防犯対策補助金 申請

犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯対策機器の設置等に補助する

購入金額の1/2または2万円のいずれか低い方の金額

対象者 村内に住所を有する方および企業(補助金額が2万円に達するまで何度でも補助が受けられます。)
 ※購入年度内にご申請ください。

人づくりによる村づくり

生涯教育課

全国大会等派遣補助事業 申請

村民のスポーツ活動および文化活動への参加を推進するため、全国大会等に出場する個人または団体に対して、大会派遣費を補助する

大会参加費
大会参加に要する旅費(高校生以上は旅費の4/5以内、中学生以下は全額)

対象者

- ・村内に住所を有し、個人が競技に出場する選手
- ・飛島村スポーツ協会加盟団体に所属する選手(在住・在勤者に限る)
- ・飛島村文化協会加盟団体に所属する者(在住・在勤者に限る)
- ・村内に住所を有する方および村内の事業所に勤務する方によって構成されるチーム

飛島村地区婦人会育成事業費補助事業 申請

婦人教育の推進を図り、地域の活性化のために主体的な活動を行う村内の婦人活動団体に対して、予算の範囲内で活動費を助成する

●コミュニティ活動の推進、環境美化等の生活環境整備、意識向上および社会的奉仕活動、健康・体力づくりの推進、各種研修等の参加他

原則として1地区10万円以内(1,000円未満切り捨て)とし、対象経費については別途定める

資格要件 地区および大字単位で1団体5名以上の組織

海外派遣事業(中学生) 申請

海外派遣事業は、人材育成基金を活用し、飛島村の将来を担う「人づくり」を目的とし、生涯学習推進の一環として実施している。村内に在住の中学2年生を対象に参加希望者を募集し、応募審査会の審査を経て、参加者を決定する

●研修先/アメリカ合衆国カリフォルニア州
 リオビスタ市ほか
 異文化交流としてホームステイ、現地の学校訪問等

共用費用(個人負担費用を除く全額)村負担

資格要件 村内に住所を有する中学2年生で村が指定する研修に参加できる方



教育課

要保護及び準要保護児童生徒援助費事業 申請

飛島学園前期課程・後期課程に在籍している児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品費・修学旅行費などの一部を援助する

資格要件 村民税が非課税が減免された家庭、児童扶養手当が支給された家庭、その他経済的に困りの家庭

住民課

子ども医療費支給事業 申請

内容 18歳到達後最初の年度末までの子どもの医療費を助成する
医療保険における自己負担額

資格要件 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方

児童養育奨励事業 申請

内容 若年層住民の増加および定住化を促進し、次代を担う児童等の健全な育成を図る
1人につき10万円

資格要件 ・ 出生時から飛鳥村に住所がある満1歳児
・ 飛鳥村に住所があって、小中学校に入学し、通学している児童生徒

母子・父子家庭医療費支給事業 申請

内容 18歳到達後最初の年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父・母および児童の医療費を助成する
医療保険における自己負担額

資格要件 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方

障害者医療費支給事業 申請

内容 重度障がい者の医療費を助成する
医療保険における自己負担額

資格要件 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方

結婚祝金支給事業 申請

内容 結婚を祝福するとともに、経済的な支援を図ること
で若年層住民の増加および定住化を促進する
夫婦1組につき5万円

資格要件 ・ 平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
・ 婚姻届が受理された日現在の年齢が、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
・ 婚姻届を提出してから1年以内に、夫婦で同一世帯として飛鳥村に居住した方
・ 住所を有した日から継続して6か月以上経過した方

後期高齢者福祉医療費支給事業 申請

内容 後期高齢者医療制度の被保険者で、重度障がい者やひとり暮らしで非課税の方などの医療費を助成する
医療保険における自己負担額

資格要件 後期高齢者医療制度の被保険者の方

死亡見舞金給付事業 申請

内容 葬式等を執り行う者の葬祭等にかかる費用の負担軽減を図る
1人につき32,000円

資格要件 村内に住所を有する方、または村外の施設等に
入所したことにより村外に住所を変更したと認められる方が死亡したときに、その者の葬式等を行う方
※村内の施設等に入所したことにより本村に住所を変更したと認められる方の死亡については対象外

福祉課

チャイルドシート購入費補助事業 申請

内容 車中の子どもを交通事故から守るため、チャイルドシート購入費を補助する
**購入金額の1/2または1万5,000円のいずれか低い方の金額
ただし、1,000円未満は切り捨て**

資格要件 村内に住所を有する6歳以下の子ども(6歳に達した日の属する年度の末日まで)を養育する保護者の方でチャイルドシートを購入した方
ただし、子ども1人につき1回に限る
※購入後、6ヶ月以内に申請が必要となります。

給食サービス事業 申請

内容 食生活の改善と健康増進、安否等確認のため自宅まで配達する
実費負担300円(一食)

資格要件 ・ 65歳以上の1人暮らしの方
・ 65歳以上のみの世帯の方
・ 重度の障がい者(身体障害者1、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)のみの世帯の方
いずれも村内に住所を有する方